

答申第 642 号

平成 29 年 7 月 12 日

神奈川県公安委員会  
委員長 羽田 慎司 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 金子 正史

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 4 月 4 日付けで諮問された 110 番事案措置票一部非公開の件（諮問第 720 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、特定事件に係る 110 番事案措置票を一部非公開としたことは、妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、平成28年9月20日付けで、神奈川県警察本部長に対して、特定事件に関する情報一切(以下「本件対象文書」という。)について、行政文書の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

(2) 本件請求に対し、神奈川県警察本部長は、平成28年9月29日付けで本件請求の決定を延長する決定を行い、同年11月15日付けで、本件対象文書のうち特定事件に係る110番通報(以下「本件通報」という。)を行った通報者(以下「本件通報者」という。)からこれを受理し、その内容等を記録した同年7月26日付け110番事案措置票4件(以下事案番号の昇順に「措置票A」、「措置票B」、「措置票C」及び「措置票D」という。)(以下「本件行政文書」と総称する。)を特定の上、次のとおり、一部公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。また、同年11月16日付けで、本件行政文書以外の本件対象文書について、条例第10条第5項の規定に基づき、決定を特例延長する決定を行った。

ア 本件行政文書の決裁欄、通報内容欄、指令室欄及び警察署等欄の警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影(以下「警部補以下の氏名」と総称する。)、通報場所欄及び通報者欄の本件通報者の氏名、住所、電話番号及び通報場所(以下「本件通報者の情報」と総称する。)並びに実施機関が本件請求時点で公表した情報を除いた通報内容欄の本件通報者の通報内容(以下「本件通報内容」という。)については、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから、条例第5条第1号に該当するものとして、非公開とした。

イ 本件通報者の情報、本件通報内容及び通報内容欄の無線暗号(以

下「無線暗号」という。)については、110番通報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、条例第5条第4号に該当するものとして、非公開とした。

ウ 措置票A以外の本件通報者の情報及び本件通報内容(以下「捜査等支障情報」と総称する。)については、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、条例第5条第6号に該当するものとして、非公開とした。

(3) 審査請求人は、平成29年2月8日付けで、神奈川県公安委員会に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求め、審査請求を行った。

### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号本文該当性について

本件通報者の情報のうち、住所、通報内容及び電話番号は、特定施設に係るものであれば条例第5条第1号に該当しない。

(2) 条例第5条第1号ただし書該当性について

本件通報者は、特定施設の職員であり、地方公務員であるか、神奈川県の指定管理者として情報公開規程を設置している法人の職員であるから、条例第5条第1号に該当したとしても、ただし書ア及びウに該当する。

(3) 条例第5条第4号該当性について

本件通報に係る公務員や指定管理者の氏名や職務遂行情報を公開しても、事務の遂行に重大な支障をきたすおそれはない。

無線暗号については、PMやPS、㊦や㊧といった単なる略号であって、警察関連の書籍やテレビ番組等により一般に公になっている情報であるから、警察官が電話やトランシーバー等においてどのような略称や略号を用いているかは、これを公開しても通信に関する事務の遂行に重大な支障をきたすおそれはない。

(4) 条例第5条第6号該当性について

報道等により明らかとなっていることから、公訴の維持等に重大な支障をきたすおそれがないという実施機関の理論は破綻している。報道等により明らかとなっていれば、情報公開請求により入手するよりも、その情報に触れる人数は格段に増えるのであるから、報道等により情報が明らかになっても、公訴の維持等に重大な支障をきたしていない以上、報道等により公になっている情報と報道等により公になっていない情報も、情報公開請求に対して公開しても、公訴の維持等に重大な支障をきたすおそれはない。実施機関は、情報公開が、報道等により公になっている情報と報道等により公になっていない情報との両方が記載されていた場合、報道等により公になっている情報だけを公開するものであるかのように誤解ないし曲解している。したがって、条例第5条第6号には該当しない。

(5) 条例第7条該当性について

公益上の理由による裁量的公開を実施することを求める。非公開部分は、いずれも、条例第7条に該当する。

(6) 本件請求の対象となる文書の特定について

文書の検索が不十分であるか、又は、適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

4 実施機関（地域部通信指令課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書の特定について

実施機関は、神奈川県警察本部地域部通信指令課（以下「通信指令課」という。）の通信指令システム（以下「システム」という。）に保管している全ての110番通報のデータを検索し、抽出した4件の本件110番通報について、これを出力した平成28年7月26日付け110番事案措置票（措置票A、措置票B、措置票C及び措置票D）を本件請求に係る対象文書として特定している。また、通信指令課は、システムにより特定事件の発生場所を管轄する警察署に、これら4件全てをデータ送信しているが、当該警察署で

は、これらが同一事件の通報であることから、このうち措置票Bのみを出力し、措置状況等を記載して署長の決裁を受け、簿冊に編てつして保管していたため、これを本件請求に係る対象文書として特定している。したがって、これら以外に特定事件に係る 110 番事案措置票は存在しない。

(2) 条例第 5 条第 1 号該当性について

ア 条例第 5 条第 1 号本文該当性について

(ア) 警部補以下の氏名について

警部補以下の氏名は、特定の個人が識別される情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

(イ) 本件通報者の情報について

本件通報者の情報には、本件通報者の氏名、住所、電話番号及び通報場所が記載されているため、本件通報者が識別され、又は識別され得る情報に該当すると認められることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

(ウ) 本件通報内容について

本件通報内容の中の措置票Aにおける記載内容は、本件通報者のうち特定事件を目撃した者から連絡を受けた通報者からの通報内容が記載されている。また、本件通報内容のなかの措置票B、措置票C及び措置票Dにおける記載内容は、本件通報者のうち特定事件を直接目撃した通報者(以下「本件目撃者である通報者」という。)が目撃等をした被疑者の言動及び犯行の内容、被害者の状況等が記載されている。これらの情報を公開することにより、本件通報者、当該事件の被害者等が識別され、又は識別され得るとともに、権利利益を害するおそれがあることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

イ 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について

(ア) 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について

警部補以下の氏名は、神奈川県職員録、新聞の人事異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、「慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」ではない。

また、本件通報者の情報及び本件通報内容は、「慣行として公にされ、

又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。

(イ) 条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエ該当性について

警部補以下の氏名、本件通報者の情報及び本件通報内容は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」、又は「人の生命、身体等を保護するため公開することが必要であると認められる情報」には該当しない。

(3) 条例第5条第4号該当性について

ア 本件通報者の情報及び本件通報内容について

警察が事件等を迅速かつ的確に措置するためには、通報者が事件等の発生に際し、ためらいなく110番通報が行われる必要がある。通報者及び通報内容に関する情報が第三者に明らかになる可能性があるならば、警察の110番通報に対する信頼が失われ、通報者が警察に対する通報を行うことをためらうようになるなど、事件等の発生を速やかに認知し、処理するという110番通報を受理する事務の遂行に重大な支障をきたすおそれがあることから、本件通報者の情報及び本件通報内容は、条例第5条第4号に該当する。

イ 無線暗号について

無線暗号は、警察無線の通話において、電波の拡散性を考慮して通話内容の秘匿に配慮するために使用されているものである。110番通報を受理する通信指令課においては、通報者からの通報内容を無線暗号も使用してシステムの画面に手書きで記載し、警察署等に警察官の出動指令等を指令する指令者(以下「指令者」という。)に迅速に伝達し、指令者がこれにより必要部署に警察無線で指令し、事件等の現場に警察官を出動させている。したがって、無線暗号が公開されると、通報内容を秘匿する必要のある警察無線通信を使用して行われる110番通報を措置する事務の遂行に重大な支障をきたすおそれがあることから、条例第5条第4号に該当する。

(4) 条例第5条第6号該当性について

捜査等支障情報は、本件通報者の情報のうち措置票B、措置票C及び措

置票Dに記載された本件目撃者である通報者の氏名、住所、電話番号及び通報場所並びに本件通報内容のうち措置票B、措置票C及び措置票Dに記載された本件目撃者である通報者が行った通報内容が記載されている。本件目撃者である通報者は、本件事件の証人となる人物であるとともに、その通報内容等は、本件目撃者である通報者が特定事件の目撃状況等を警察官に詳細に説明した内容である。報道等により明らかとなっている部分を除き、本件目撃者である通報者の通報内容は、本件被疑者の犯行の内容及び本件被害者の被害の状況を裏付ける内容が記載されているため、公開することにより、社会的反響の大きい本件事件に係る公訴の維持等に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第6号に該当する。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、同号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似、又は関連する情報も含まれるものと解されることから、本件通報者の情報、本件通報内容及び無線暗号の同号該当性について、以下、検討する。

### イ 本件通報者の情報及び本件通報内容について

当審査会が確認したところ、110番通報は、事件・事故が発生した場合等、警察官の出動を必要と認めた場合に、誰もがためらうことなく通報することができ、これを受理した警察が通報に係る事件等を迅速かつ的確に措置することができる仕組みである必要があることが認められ

る。

また、通報者及び通報の内容が外部に明らかになるとすると、信頼関係に基づき成立している 110 番通報に対する信頼が失われ、事件等の発生に際して県民が警察への通報をためらうようになるなど、警察による事件の認知及び事案処理等に重大な支障をきたすおそれがあると認められる。

よって、本件通報者の情報及び本件通報内容は、条例第 5 条第 4 号に該当すると判断する。

#### ウ 無線暗号について

当審査会が確認したところ、無線暗号は、無線通信において、捜査上の秘密の保持及び用語の簡略化並びに事件関係者等のプライバシーの保護及び市民感情への配慮から使用しているものと認められることから、無線暗号を公開することで、秘密の保持を必要とする警察活動において使用する無線暗号が明らかとなり、警察の無線通信事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあると認められる。

よって、無線暗号は、条例第 5 条第 4 号に該当すると判断する。

#### (2) 条例第 5 条第 6 号該当性について

実施機関が、条例第 5 条第 6 号に該当するとして非公開とした、捜査等支障情報は、前記(1)イのとおり、同条第 4 号に該当することから、同条第 6 号該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。

#### (3) 条例第 5 条第 1 号該当性について

##### ア 判断対象

本件通報者の情報及び本件通報内容は、前記(1)イのとおり、同条第 4 号に該当することから、同条第 1 号該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。

そこで、以下においては、同条第 4 号に該当すると判断した情報以外の警部補以下の氏名について、同条第 1 号該当性について判断する。

##### イ 条例第 5 条第 1 号本文該当性について

条例第 5 条第 1 号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別すること



はできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

そこで、警部補以下の氏名の同号本文該当性について、以下、検討する。

警部補以下の氏名は、特定の個人が識別される情報であることは明らかであるため、同号本文に該当すると判断する。

#### ウ 条例第5条第1号ただし書該当性について

もともと、条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開すると規定している。

そこで、警部補以下の氏名の同号ただし書該当性について、以下、検討する。

#### (ア) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。

b 警部補以下の氏名は、神奈川県職員録、新聞の人事異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、条例第5条第1号ただし書イには該当しないと判断する。

#### (イ) 条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエ該当性について

警部補以下の氏名は、その情報の性質にかんがみれば、条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。

#### (4) 条例第7条該当性について

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、人の生命・身体の安全等よりも、さらに広範な社会的、

公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、本件処分において非公開とした前記(1)、(2)及び(3)の情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、人の生命・身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的・公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が、条例第7条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

#### (5) 本件請求の対象となる文書の特定について

審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、加えて、実施機関が、文書の再検索を行っておらず不当である旨主張するが、前記2(2)のとおり、実施機関は、平成28年11月16日付けで条例第10条第5項の規定に基づき、諾否決定の期間の特例延長を決定しており、本件処分時にあっても、引き続き、本件請求の対象となる文書の検索等を行っていることが認められることから、審査請求人の主張は採用することができない。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年4月4日	○ 諮問
4月28日 (第163回部会)	○ 審議
5月23日 (第164回部会)	○ 審議
6月28日 (第165回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
入 江 直 子	元神奈川県大学教授	
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
交 告 尚 史	法政大学大学院教授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(平成 29 年 7 月 12 日現在) (五十音順)